

報道機関配付資料 安城市

件名 令和8年第3回安城市議会定例会提出
議案等について

令和8年8月10日

令和8年第3回安城市議会定例会に提出する議案等については、次のとおりです。

問合せ 安城市役所 行政課法規係

電話（直通） 0566-71-2208



安城市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。



／ 安城市LINE
公式アカウント
友だち募集中
＼

令和 8 年第 3 回安城市議会定例会提出議案

認定		
令和 7 年度決算	8	本
議案		
条例改正	4	本
補正予算	4	本
その他議案	1	本
報告		
専決処分	1	本
継続費の精算	2	本
同意	2	本
合 計	22	本

【初日－ 2 0 本】

認定

令和 7 年度決算について

一般会計歳入歳出

特別会計歳入歳出（ 5 会計）

企業会計（ 2 会計）

条例の改正について

安城市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正

安城市総合斎苑の設置及び管理に関する条例の一部改正

安城市水道事業の設置等に関する条例及び安城市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正

安城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例及び安城市一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正

令和 8 年度補正予算について

一般会計

特別会計（ 1 会計）

企業会計（ 2 会計）

その他議案について

令和 7 年度安城市水道事業剰余金の処分について

報告

専決処分について

施設管理に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解

継続費の精算について

一般会計

企業会計（ 1 会計）

【最終日－ 2 本】

同意

固定資産評価審査委員会委員の選任について

教育委員会委員の任命について

令和 8 年第 3 回安城市議会定例会付議案件

仮番	内 容	
1	議 案 番 号	認定第 号
	議 案 名	令和 7 年度安城市一般会計歳入歳出決算について
	摘 要	資料別添
2 ～ 6	議 案 番 号	認定第 号 ～ 認定第 号
	議 案 名	令和 7 年度安城市特別会計歳入歳出決算について
	摘 要	次の 5 会計 国民健康保険事業 土地取得 有料駐車場事業 介護保険事業 後期高齢者医療 資料別添
7 ・ 8	議 案 番 号	認定第 号 ・ 認定第 号
	議 案 名	令和 7 年度安城市企業会計決算について
	摘 要	次の 2 会計 水道事業 下水道事業 資料別添

仮番	内 容																				
9	議 案 番 号	第 号議案																			
	議 案 名	安城市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について																			
	摘 要	地方自治法施行規則の改正に伴うもの 1 引用する地方自治法施行規則の条項名を変更する。 第2条第1号中「第19条第1項第1号へ」→「第18条の3第1項第6号」 第4条中「第21条第2項」→「第18条の3第1項」 第12条第1項中「第19条第1項第1号ト」→「第18条の3第1項第7号」 2 所要の規定の整理をする。 (施行日) 令和8年10月1日																			
10	議 案 番 号	第 号議案																			
	議 案 名	安城市総合斎苑の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について																			
	摘 要	市外の死亡者等の火葬に係る火葬場の使用料を改定するもの 市外の死亡者等の火葬に係る火葬場の使用料の改定 <table><tr><th>単位</th><th>現行</th><th></th><th>改定後</th></tr><tr><td>12歳以上の者1体</td><td>50,000円</td><td rowspan="5">→</td><td>70,000円</td></tr><tr><td>12歳未満の者1体</td><td>30,000円</td><td>40,000円</td></tr><tr><td>死産児1胎</td><td>15,000円</td><td>20,000円</td></tr><tr><td>産汚物等4キログラム</td><td>3,300円</td><td>4,500円</td></tr><tr><td>愛玩を目的として飼養されていた動物1体</td><td>3,300円</td><td>4,500円</td></tr></table> (施行日) 令和9年4月1日	単位	現行		改定後	12歳以上の者1体	50,000円	→	70,000円	12歳未満の者1体	30,000円	40,000円	死産児1胎	15,000円	20,000円	産汚物等4キログラム	3,300円	4,500円	愛玩を目的として飼養されていた動物1体	3,300円
単位	現行		改定後																		
12歳以上の者1体	50,000円	→	70,000円																		
12歳未満の者1体	30,000円		40,000円																		
死産児1胎	15,000円		20,000円																		
産汚物等4キログラム	3,300円		4,500円																		
愛玩を目的として飼養されていた動物1体	3,300円		4,500円																		

仮番	内 容	
11	議 案 番 号	第 号議案
	議 案 名	安城市水道事業の設置等に関する条例及び安城市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	摘 要	地方自治法の改正に伴うもの 次に掲げる条例の規定で引用する地方自治法の条項名を「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項」から「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 8 項」に変更する。 (1) 安城市水道事業の設置等に関する条例第 5 条 (2) 安城市下水道事業の設置等に関する条例第 5 条 (施行日) 令和 8 年 9 月 2 4 日
12	議 案 番 号	第 号議案
	議 案 名	安城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例及び安城市一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	摘 要	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴うもの 次に掲げる条例で引用する廃棄物の処理及び清掃に関する法律の条項名を変更する。 (1) 安城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 第 7 条中「第 3 項」→「第 4 項」 第 8 条中「第 6 条の 2 第 5 項」→「第 6 条の 2 第 7 項」 ※第 3 項とは第 6 条の 2 第 3 項、第 4 項とは第 6 条の 2 第 4 項のこと。 (2) 安城市一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例 第 4 条第 2 号中「第 6 条の 2 第 5 項」→「第 6 条の 2 第 7 項」 (施行日) 公布の日

仮番	内 容	
13	議 案 番 号	第 号議案
	議 案 名	令和8年度安城市一般会計補正予算（第1号）について
	摘 要	資料別添
14	議 案 番 号	第 号議案
	議 案 名	令和8年度安城市特別会計補正予算について
	摘 要	介護保険事業（第1号）の1会計 資料別添
15 ・ 16	議 案 番 号	第 号議案 ・ 第 号議案
	議 案 名	令和8年度安城市企業会計補正予算について
	摘 要	次の2会計 水道事業（第1号） 下水道事業（第1号） 資料別添

仮番	内 容	
17	議 案 番 号	報 告 第 号
	議 案 名	令和7年度安城市水道事業剰余金の処分について
	摘 要	1 未処分利益剰余金 769,426,950 円 2 処分額 313,808,395 円 (1) 減 債 積 立 金 57,451,035 円 (2) 建設改良積立金 100,000,000 円 (3) 組 入 資 本 金 156,357,360 円 3 繰越利益剰余金 455,618,555 円
18	議 案 番 号	報 告 第 号
	議 案 名	専決処分について
	摘 要	施設管理に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解 1 令和8年3月5日発生の事故 (1) 損害賠償額 44,211 円 (2) 事 故 内 容 ア 発生時刻 午前9時30分頃 イ 発生場所 安城市篠目町地内 ウ 経 過 上記地内の市道において、相手方車両が丁字路を左折しようとしたところ、破損して車道部にせり出したガードパイプに接触したもの (3) 相手方の損害の程度 左後部のドアの損傷 (4) 過 失 割 合 安城市10% 相手方90% (5) 専決年月日 令和8年7月1日 2 令和8年5月7日発生の事故 (1) 損害賠償額 40,900 円 (2) 事 故 内 容 ア 発生時刻 午前7時45分頃 イ 発生場所 安城市美園町地内 ウ 経 過 上記地内の市道において、走行中の相手方車両が、道路のくぼみにはまったもの (3) 相手方の損害の程度 左の後輪の損傷 (4) 過 失 割 合 安城市100% 相手方0% (5) 専決年月日 令和8年7月10日

仮番	内 容																	
19	議 案 番 号	報告第 号																
	議 案 名	継続費の精算について																
	摘 要	一般会計 令和6年度及び令和7年度に係る継続費の精算報告 単位 円 <table> <tr> <th>区 分（款・項） 事 業 名</th><th>計 画 （ 年 割 額 ）</th><th>実 績 （ 支 出 済 額 ）</th><th>比 較</th></tr> <tr> <td>50 教育費</td><td>⑥ 44,800,000</td><td>0</td><td>44,800,000</td></tr> <tr> <td>30 保健体育費</td><td>⑦ 47,340,000</td><td>92,139,300</td><td>△ 44,799,300</td></tr> <tr> <td>中部調理場空調設備改修事業</td><td>計 92,140,000</td><td>92,139,300</td><td>700</td></tr> </table>		区 分（款・項） 事 業 名	計 画 （ 年 割 額 ）	実 績 （ 支 出 済 額 ）	比 較	50 教育費	⑥ 44,800,000	0	44,800,000	30 保健体育費	⑦ 47,340,000	92,139,300	△ 44,799,300	中部調理場空調設備改修事業	計 92,140,000	92,139,300
区 分（款・項） 事 業 名	計 画 （ 年 割 額 ）	実 績 （ 支 出 済 額 ）	比 較															
50 教育費	⑥ 44,800,000	0	44,800,000															
30 保健体育費	⑦ 47,340,000	92,139,300	△ 44,799,300															
中部調理場空調設備改修事業	計 92,140,000	92,139,300	700															
20	議 案 番 号	報告第 号																
	議 案 名	継続費の精算について																
	摘 要	水道事業会計 令和6年度及び令和7年度に係る継続費の精算報告 単位 円 <table> <tr> <th>区 分（款・項） 事 業 名</th><th>計 画 （ 年 割 額 ）</th><th>実 績 (支払義務発生額)</th><th>比 較</th></tr> <tr> <td>4 資本的支出</td><td>⑥ 49,800,000</td><td>0</td><td>49,800,000</td></tr> <tr> <td>10 建設改良費</td><td>⑦ 74,500,000</td><td>112,473,900</td><td>△ 37,973,900</td></tr> <tr> <td>北部浄水場第18、19取水井導水管等整備事業</td><td>計 124,300,000</td><td>112,473,900</td><td>11,826,100</td></tr> </table>		区 分（款・項） 事 業 名	計 画 （ 年 割 額 ）	実 績 (支払義務発生額)	比 較	4 資本的支出	⑥ 49,800,000	0	49,800,000	10 建設改良費	⑦ 74,500,000	112,473,900	△ 37,973,900	北部浄水場第18、19取水井導水管等整備事業	計 124,300,000	112,473,900
区 分（款・項） 事 業 名	計 画 （ 年 割 額 ）	実 績 (支払義務発生額)	比 較															
4 資本的支出	⑥ 49,800,000	0	49,800,000															
10 建設改良費	⑦ 74,500,000	112,473,900	△ 37,973,900															
北部浄水場第18、19取水井導水管等整備事業	計 124,300,000	112,473,900	11,826,100															

